

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（令和4年11月2日京都市条例第9号）（都市計画局建築指導部建築審査課）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）等の一部改正に伴い、次に掲げる措置を講じる必要があるため、京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正することとしました。

- 1 法の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査に係る手数料を定めるとともに、規定を整備する必要があるため
  - 2 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため
- この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年11月2日

京都市長 門川大作

京都市条例第 9 号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第8種別の項中「新築」の右に「する場合」を加え、「増築又は改築」を「新築する場合以外の場合」に改め、同表(1)の項中「(以下同じ。)」を「(以下同じ。)」若しくは同条第6項若しくは第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（同条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画をいう。）（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の」に、「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に改め、同表(3)の項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同表備考2中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に、「各号（第3号及び第4号を除く。）」を「第1号」に改め、「(以下「長期使用構造等」という。）」を削り、「技術的審査適合住宅等」を「長期使用構造等適合住宅等」に改め、同表備考3中「新築」の右に「する場合」を加え、「増築若しくは改築」を「新築する場合以外の場合」に、「技術的審査適合住宅等」を「長期使用構造等適合住宅等」に改め、同表備考4中「基づく長期優良住宅建築等計画」を「基づく長期優良住宅建築等計画等」に、「当該長期優良住宅建築等計画」を「当該長期優良住宅建築等計画等」に改め、同表備考5(1)中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

別表第9備考1中「ただし、共同住宅等（Cの欄を適用するものに限る。）の基準一次エネルギー消費量を、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年12月4日経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）I第2 2 2-2(2)ロに掲げる式により算出する場合における区分の欄に掲げる面積は、当該共同住宅等の床面積の合計から共用部分の面積を除いた面積とする。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(都市計画局建築指導部建築審査課)